

令和6年9月30日

各団体の長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長

両立支援等助成金「育休中等業務代替支援コース」の周知について（依頼）

労働行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、仕事と育児・介護等の両立支援に取り組む事業主を支援するために、両立支援等助成金が設けられているところですが、令和6年1月から育児休業や育児短時間勤務を取得・利用する方の業務を代替する体制整備に対する支援を強化するための「育休中等業務代替支援コース」が新設されております。

つきましては、育児休業取得率の向上に資するためのこの制度を御理解いただき、下記に掲載しておりますリーフレットにより周知に御協力のほどお願い申し上げます。

なお、周知を行うに当たり、紙媒体でのリーフレットが必要な場合は、下記担当者まで御連絡ください。

記

- 育児休業や短時間勤務の利用期間中の業務代替を支援します
- 2024（令和6）年度 両立支援等助成金のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

（担当）

山口労働局雇用環境・均等室

助成金係長 伊勢屋

電話 083-995-0390

iseya-kenichi@mhlw.go.jp



育児休業や短時間勤務の利用期間中の 業務代替を支援します

～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～

「両立支援等助成金」は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。2024（令和6）年1月より「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度がより利用しやすくなるよう、業務を代替する体制の整備への支援を拡充しました。

このリーフレットの内容は、2024年1月1日以降に、育児休業（産後休業から引き続き休業する場合は、産後休業）または育児のための短時間勤務制度の利用を開始した場合に適用されます。

拡充

① 育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額されます。

（主な支給要件）

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 7日以上育児休業取得
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給
（最大125万円）

- | |
|---------------------------------------|
| ① 業務体制整備経費：5万円
（育休1か月未満の場合は2万円） |
| ② 手当支給総額の3/4（※1）
（上限10万円/月、12か月まで） |

※1 プラチナくるみん認定事業主は4/5に割増されます。

新設

② 短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに助成金の対象となりました。

（主な支給要件）

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 1か月以上の短時間勤務利用
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給
（最大110万円）

- | |
|-------------------------------------|
| ① 業務体制整備経費：2万円 |
| ② 手当支給総額の3/4
（上限3万円/月、子が3歳になるまで） |

拡充

③ 育児休業取得者の代替要員を新規雇用（派遣受入含む）で確保した場合

代替要員が業務を代替した期間に応じて、助成金の支給額が増額されます。

（主な支給要件）

1. 代替要員を新規雇用または派遣で確保
2. 7日以上育児休業取得
3. 代替要員が業務を代替

代替期間に応じた額を支給（※2）

最短：7日以上14日未満	9万円
最長：6か月以上	67.5万円

※2 プラチナくるみん認定事業主は助成額が加算されます。
7日以上14日未満：11万円、6か月以上：82.5万円など

A. 有期雇用労働者加算

①～③の助成金の対象の育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が**有期雇用労働者の場合**に、**支給額が10万円加算**されます。

※業務代替期間が1か月以上の場合に限ります。

B. 育児休業等に関する情報公表加算

自社の育児休業取得状況等に関する情報を指定のサイト上で公表した場合、**支給額が2万円加算**されます。

※最初の**1回**に限り対象となります。

注意事項

➤ 助成金の対象となるのは**中小企業事業主のみ**です。

※中小企業の範囲は、下記の表を参照してください。

➤ **支給人数・年数の上限**は、①～③の助成金を全てあわせて

・**育児休業取得者と制度利用者の合計で1年度10人まで**

・**初回の対象者が出てから5年間**

となります。

➤ 同一労働者の**同一の子に係る育児休業**については、**①と③の助成金はいずれか一方かつ1回のみ対象**となります。また、**同一の子に係る短時間勤務も、②の助成金は1回のみ**利用可能です（ただし、支給申請は1年ごとに行います）。

➤ ①③の助成金は、**同一の育児休業について、**

・**出生時両立支援コース（第1種）**

※**男性の育児休業（子の出生後8週間以内、連続5日以上）が対象**

・**育児休業等支援コース（育休取得時、職場復帰時）**

※**男女の育児休業（連続3か月以上）が対象**

のいずれか一方と**併用可能**です。

中小企業の範囲

➤ 主たる事業ごとに、以下に該当する場合に中小企業と扱われます。

小売業（飲食業含む）	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が50人以下
サービス業	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
卸売業	資本金または出資額が1億円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
その他	資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下

◎ 支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

◎ その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照ください。

問合せ先：山口労働局雇用環境・均等室 電話 083-995-0390

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

